

吹田市環境影響評価審査会（平成22年度第4回）会議録

日 時：平成23年（2011年）1月25日（火）18:00～20:15

場 所：吹田市役所中層棟4階 第4委員会室

出席者：委 員：塚本会長、山中副会長、秋岡委員、小田委員、中野委員、
張野委員、福田委員、宮崎委員、保田委員、米田委員

事務局：永治部長、柚山次長、後藤環境政策推進監、宮総括参事、
（環境保全課）齊藤課長、片岡主幹、瀧澤

（環境政策課）中嶋課長、萬谷主査、清水主査、

連絡調整会議：地球環境課 伊藤課長代理、地域環境課 寿倉参事
開発調整課 松本課長、博物館 増田参事

傍聴者：なし

内 容：1 条例改正について経過報告

2 条例改正検討部会検討結果報告

（1）検討経過について

（2）改正技術指針案について

事務局（片岡主幹）

本日は御多忙の中、お集まりいただき誠にありがとうございます。ただ今より、平成22年度第4回吹田市環境影響評価審査会の御開催をお願いしたいと存じますので、よろしく願い申しあげます。本日の審査会委員の御出席状況でございますが、13名中10名の委員の方に御出席いただいております。したがいまして、審査会の開催の成立要件を満たしておりますので、よろしく願いいたします。

なお、本日、傍聴希望者はございませんでした。

では、会長、よろしく願いいたします。

会長

皆さんには、このお忙しいときに、また、夜の遅い時間にお集まりいただきましてありがとうございます。本日は、議事次第にありますように、部会を開催しまして、条例改正検討部会で議論をやってきました御報告をさせていただくというのが趣旨でして、昨年10月に開催いたしました前回の審査会では、市長より技術指針の改正についての諮問を受けております。前回の審査会では、この諮問を受け、技術指針の改定について、山中副会長を部会長とする条例改正検討部会にて、引き続き検討をお願いいたしました。本日は、その部会で4回御検討された結果がまとまってきたということですので、その内容の確認を行って、まとまるようでしたら、市への答申を作成していきたいというように考えています。これが本日の会議の趣旨でございます。

それでは、お手元の議事次第にしたがいまして、進めていきたいと思っております。まず、

条例改正について経過報告ということで、事務局から御説明いただけるでしょうか。

事務局（後藤環境政策推進監）

前回、今、会長からもございましたように、10月18日に全体会のお願いをいたしました。以来、約3ヶ月経過をしているわけですが、その間に条例の改正に関しましては、12月の議会の定例会に改正案の上程をいたしました。前回の御説明では、この12月議会で、可決され4月からスタートしたいという、そういう御説明をさせていただいておりましたが、12月の議会では、2点の御議論がでまして、継続審議をしてはどうかということで、次回の3月の定例会で、再び御審議をいただくことになりました。

その2点と申し上げますのは、一つは、これは条例の改正ですので、改正する案を議会にお示しをすれば、理論上はそれでこと足りるのですが、ただ、この条例の構成上、例えば規模要件であるとか、かなり重要なものが規則の中に入っておりまして、条例本文の中にそれが無いということで、規則はどうなっているのとのことでしたので、現在、固めている最中です、という会話がありました。それから技術指針についても、議会として口出しをする内容ではないけれども、それはできているのかとのことで、今、審査会にお諮りをして、御答申をいただく方向でまとめていただいていますと。もう一つ、高層建築物を外した理由として、高度地区の設定というのがございました。それも2月、来月、漸く固まってくると。あわせて、すまいる条例、開発に関する条例ですが、これも3月議会に上程する。そういうことやタイミングを色々見ると、12月に審議する内容というよりも、タイミングとして12月にと急がなくてもいいではないか。全部揃って、3月でいかなのですか、という御議論があり、御指摘がありました。もう一つは、規模要件についてですが、これは、議会で御審議いただくその条例改正案に入っていないのですが、審査会でもお示しをさせていただきました、棒グラフに数字が入ったものなのですが、それは、事前に各議員に御説明させていただいております、その中で、特に住宅、それと商業に関して、このアセス条例だけでいえば、規模要件が緩和されているように見えるとのこと。我々、今、先ほど申しました様々な枠組みで、一つの環境まちづくりを推進する制度を作っているわけですが、どうも、こちらの説明がまずくて、十分な御理解をいただけなくて、規模要件について、もう一度、もっと厳しくするようにできないのかという、議員からの御指摘もございました。今度、3月議会に向けまして、条例の中身、書き振りというのは継続ですので、原則として、枠組みを何も変えるものではないのですが、まだ、その御懸念をどう払拭するかというのを、さらに御説明をさせていただきたい。今、事務局でそう考えているところです。それが経緯になっております。

資料4「吹田市環境影響評価条例現行・改正案対照表」及び資料5の報道資料について説明。

会長

今、条例改正の経過状況と条例の中身について御説明がございました。市議会で継続審議として3月定例会でやられるということですが、また条例の改正そのものは、直接この審査会の審議を行う対象ではないのですが、何かこれに関連しまして、質問とかコメントございましたら、お受けしておきたいと思います。いかがでしょうか。

これは、この後、3月までに変更というのはありうるのですか。

事務局（後藤環境政策推進監）

資料4に関しましては先ほど申し上げたように。

会長

基本的にこれで、というお考えですね。

委員

規模要件については、どこに載ることになるのですか。

事務局（後藤環境政策推進監）

この下に規則がございます。その規則の中に。

委員

規則の中に、表みたいな形で

事務局（後藤環境政策推進監）

はい、別表で載ります。

会長

これでよろしゅうございますか。

（返答なし）

それでは続きまして、本日の議題の3番目、条例策定検討部会の検討結果報告ということで。これについては、部会長の方から部会を開催していただきましたので、先生の方でお願いできるでしょうか。

部会長

はい。部会の御報告をさせていただきます。資料はA4横長の資料1という、大きな表がございます。ここに日程と審査会内容と書いてありますけれども、11月22日ははじめといたしまして、今日までに4回の部会の開催をしております。部会の構成につきましては、塚本先生、秋岡先生、福田先生、宮崎先生、私を含めて5名で構成しておりますが、どういう検討をしたのかというのは、具体的にここに書かれております。

主には、部会の4回目のときには、環境影響要因・環境要素関連表。丸のついている表がございますが、それについての検討を、ずっとこのときからスタートさせております。

それから今回の一つの新しい点といたしまして、複合影響という考えを、というようなことで。これは近くに、あるいは隣接したところで、もう一つの工事が行われると、あるいは施設が建つといったところのお互いの相互影響、総合した複合影響を評価しようということ、それを如何にするか。また、そういった対策の回避、低減方法の検討を4回にわたって行っております。

それから12月6日の部会におきまして、個別環境要素、要するにそれぞれの環境要素の予測評価のやり方の骨子でありますとか、それをどういうふうに確認していくかということ、それぞれ御専門の先生方をお願いをして、確認をしていただくということを決めまして、その後、時間をおきまして、1月20日の部会にて、その詳細内容の確認を終えております。

それから、部会6回目には具体的な技術指針の案を事務局の方でお作りいただきまして、それを元に、文言も含めまして、詳しく詳細に検討を行いまして、1月20日、先週になりますけれども、7回目の部会で、この技術推進を確定させたと、こういう経緯で行っております。具体的な内容につきましては事務局の方から、御説明をお願いします。

事務局（萬谷主査）

資料2 吹田市環境影響評価技術指針（案）の主な改正点を中心に説明。

会長

ありがとうございました。今、事務局から御説明ございましたように、部会での検討内容について、こういう指針の案ということで、1月25日、今日付けで答申案のたたき台ができております。それで、個別の環境要素については、各委員のところに御確認にお伺いさせていただいていると思うのですが、そのときに、結構、御意見を反映してもらっているとは思いますが、言った趣旨とちょっと違う記述になっているとか、あるいは、自分の専門でないところの部分で、こうじゃないかとかですね、そういったことも含めまして、第6章も含めまして、何か御意見がございましたら、ここで議論をしていきたいと思っております。複合影響のところは、後から、もう一度御説明がありますので、ここの部分を除きまして、御意見、御質問ありましたら。いかがでしょうか。

委員

3ページの始めのところの文章ですけれども、大都市特有の環境問題を経験してきたと、過去形になっていますね。これは現状認識の違いだと思うのですが、私は、やっぱり、過去ではなくて、現実になんか問題があるところで、環境アセスメントが必要なのだという認識に立つべきではないかと思うので、たとえば熾烈な公害問題を経験

してきたというのなら、わかるのですけれども。そういう問題は終わったけれども、今、環境問題というのは、現実にはやはり、ヒートアイランドの問題にしても、自動車のいろんな環境汚染の問題にしても、そういうものに対策を鋭意やっておられるわけですね。だから、そういう中で経験してきたという言葉は、日本語としては、もう終わった。過去のものとして、経験というのは経験しつつあるというような、もし経験というような言葉を使うのであれば、歴史的に見て、やはり経験してきたというような言い方は、重大な公害問題は、もう終わったから、それは経験してきたと言っていいけれども。やはり環境対策を取り組み人間としても、現実には環境問題が重大な社会問題なのだという認識を持って取り組むことができるので、ちょっと、この言葉は相応しくないのではないですかね。

会長

そうですね。気がつかなかったですが、まさにそうですね。ですから特に環境問題は、あるとかいうふうに、現在、そういう状況であるという表現にしようということですかね。

委員

経験してきたけれども、まだ、現実的に種々の環境問題を有しているとかいう言葉をつけておいた方が、やはり、ちょっと、議会あたりでもクレームが出てくるだろうし、少なくとも住民団体から一言、言うだろうと思うのです。

事務局（後藤環境政策推進監）

過去の経済成長、人口増加、そのあたりは、過去も経験してきたし、今、現在もこういう問題を抱えていると。もう少し丁寧に。

委員

そういうような立場に立って、取り組む必要はあるだろうと思うのです。

それから、これは6ページの非常にいいことなのですけれども、複数の計画案について、対象とするということは、現実には可能ですかね。これは、かつてもそういうことが考えられて、議論されたことがあるのですけれども、現実には事業計画の中で、初めから複数案について検討するということは、事業者としては、私は一番、事業者はベストのものを、いろんなコストだとか、いろんな効果とか、事業効果とかいうようなものを勘案して、ベストなものを出してくるので、最初から複数の案を持ってくるというのは、私は少し現実的ではないと思いますね。環境側の人の一つの思い込みであるということにならないでしょうかね。やはりベストなものを出すのが事業者ですから。最初からA案、B案ではなしに、そういうものを検討したうえで、最終的に決定したものを出してくるのでしょうか。だから、なんか、ちょっと、机上の考え方で、現実的ではない。特に、今回の条例というのは、かなり、現状が変わっていく中で、それに対応するものとして

出すものなのです。そういう面から言うと、奇麗ごとになるというようなものですね。そういう負担を事業者に被せない方がいいのではないかと思います。

委員

この件は、実は部会でも議論の対象になりまして、私も誤解していたところがあったのですが、最終的な評価書の段階で複数案を出すのではなくて、事業の計画の途中では、おそらく事業者自身が、いくつかの複数案を持って、検討しているのが通例であるという御意見もありまして、それで、要は最終的な計画をするまでに、検討されていると。そういう意味で、事業案を作るにあたって、複数の案について、検討をしてくださいと、そういう意図だということなのですが。

委員

それは、言わずもがなではないですかね。事業者としては、やはり、企業の事業体の中で、色々検討して、そしてベストなものとして、環境影響評価出してくるわけでしょう。

委員

そういう意味だということ

委員

それは、審査会にかかるわけですか。

委員

審査会にはかからない。

委員

複数案を審査会に出しなさいということですかね。そのように私は受け取ったのですが。

委員

実は、そうではないのですね。

事務局（後藤環境政策推進監）

対象事業ごとに事情が異なりまして、先生がおっしゃったように、たとえば、吹田で一番多い案件である住宅団地ですけれども、開発業者がマンションを建てる、その際にA案、B案、C案を出しなさいというのは、現実的ではないだろう。それは先生がおっしゃったとおりです。この中に多くの公共事業がはいっておりまして、あえてこの中で、民の事業と官の事業を分けておりません。全て事業者という、吹田市も事業者になりま

すので。これは、必ず複数案を出して、御審査を受けなければならないという書き方にはしてないというのは、そこなのです。それで過去に実績としまして、貨物ターミナル駅の御審査の際に、地平案と高架案の両案、この複数案の御審査をいただいたという経緯がございまして、両方の大気、騒音、振動、あらゆる項目について御審査をいただいた結果、特にどちらが環境面でどちらに優位性があるということにはなかった。ただ、環境面ではあるのですけれども。景観等を考えると、市民の声からしても、地平案の方が望ましいと、そういう御判断をいただいたということもございまして、事業によっては、そういうことも。

鉄道機構は民の一部ですけれども、民でもそういうことが可能で、逆に官でも、複数案を検討する余地のないものもあるということで、今後、どういう案件が出てくるか判りませんが、まずはこれを求めまして、納得できる理由で、複数案の検討が無理だということであれば、それをまた審査会に御報告させていただいて、まあ、それは仕方がないなあという御判断になるか、いや、複数案できるはずだと、南に寄せる、北に寄せるという、御意見もあるかと。まだ出てこないと判らないところはありますけれども。

委員

J Rのときも、必ずしも複数案が出ていたのではないのです。審査会がそういうものについても検討してくれということを要請したから、高架案が出てきたので、始めから向こうが二つ、案を出してきたのではない。そういう意味では、審査会が意見を出して、これはこういうように検討して、こういう案についても出してくれと要請するのはいいと思うのですけれども、始めから複数案という言葉が出てくるのは。審査会が主体的にこの案については、こういう地上案と高架案にするというような、そういうことを要請して事業者にやらせると言うのはいいけれども。僕は、J Rのときも審査会が言ったから、J Rは、そういう案を出してきたので。僕は現実的にこんなことが、実際に意味を持つだろうかということを行っているのであって、意味があるという考え方だったら、そのままでいいと思うのですけれども。まあ、ちょっと、何か。

委員

私が確認したいのは、評価書に複数案を示せという意味なのですか。

事務局（後藤環境政策推進監）

評価書ではなくて、評価書案で。

委員

評価書案に複数案を示しなさいと。

事務局（後藤環境政策推進監）

A案、B案、C案があれば、それぞれの環境影響はどうかというのを、全て調査・予測・評価をしてもらおうと。

事務局（萬谷主査）

3番目の書きぶりは、ベストプランを一つ提示していただく。そのベストプランを提示するに至るまでに、複数案の検討を事業者として当然行っていますので、なぜ、そういう案にしたのか、環境影響の面からその理由を書いていただく。ということ、この3番目では、そういう意図を記載しております。例えば、毎日放送跡地の住宅団地につきましては、大分、大きな緑地を残すような計画を、事業者は当初から出してきておりました。おそらく事業者としては、緑地を潰すような案も、計画を策定するに当たっては、出ていたと思うのですが。なぜ、緑地を大幅に残すような選択をしたのかということで、動植物の保全のためであったり、あと道路の線形についても色々な案があったと思うのですけれども、なぜ、その道路の線形をベストとして出してきたのか、というようなどころで、その選択に至った際の環境面での配慮、色々事業採算性とかいうのもあると思うのですけれども、環境面でどういう配慮が働いて、現プランが出されたのかという、その理由を、この3番目で書いていただきたいということを示しています。

委員

ただ、その案の影響を、環境影響を評価する場合に、簡単にA案、B案を比較できればいいのですけれども。だけど、実際に大京線の影響だったら、ある程度シミュレーションしないと、どちらがいいかわからないでしょう。そうすると、そういう2つのケースについて、シミュレーションみたいな作業やりなさいといったって、そんなことやらないでしょう。だから、簡単に机上でA案、B案、C案が判定できるのであればいいのですけれども、環境影響になると、それは簡単ではないのではないですか。騒音にしても、大気汚染にしても。そういうようなことを、そういう手続きを課すということは、僕はちょっと意味がないんじゃないかと思うのです、手数をかける割にね。事業者に負担をかけることにならないですかね。

事務局（後藤環境政策推進監）

実は、おっしゃるとおりです。事業者には、当然負担がかかります。と言いますのは、今回、対象規模を、例えば住宅千戸以上、開発面積10ヘクタール、非常にその面では、規模は上げております。これまでの、例えば、西阪急ビルのスーパーの件、あれもイズミヤ規模でないとかからない。という意味では、今後、この条例にかかる事業者というのは、非常に大きな社会的責任を有していると。そういう意味では、今、各自治体でも検討されております戦略的環境影響評価の世界に踏み込んでいただかなければならない。ですので、A案、B案、C案、それぞれについて、大気においてはシミュレーションをしていただく。その負担はお願いしたい、というのが、今回の改正の一つの柱として、市も当然、その対象になってくる。ただ可能なものと、そうでないものがあるので、

可能な限り比較検討を行いという表現があるとか、先ほど御説明いたしました条例の中でも、複数の案を比較検討するよう努めなければならないと。ちょっとそこには、事業によっては、逃げ道を御用意していると。というところで、ある意味、我々も覚悟を持っているというところで御理解いただきたい。

委員

僕は今まで、後藤さんあたりから聞いていた話では、もうこれからは、今まで取り組んだような大型の事業というのはないだろうと。だからもう少し、どんどんどん発生するような規模の事業に対しても、フィルターをかけていくのだと。その代わり、フィルターをかけたときに、手続きについてはできるだけ無駄なものを省いて、実質的なものにしていこうと。今までは、非常に長い年月かけて詳細に検討してきた。それだけ、大型事業だったわけですけどね。これからは、そんなものは吹田市の将来考えたら、そんなに出てこないだろうという話を聞いていましたから。そうすると、比較的規模の小さいものをやる事業者としても、そんなに大規模事業者ではない。そういう事業者に対して、あんまり、こういう負担を課せずに、できるだけ実質的なことに絞ってやるほうが合理的ではないかと、僕は思っていた。前の条例のときは、JRとか大規模なものでしたから。非常にシビアな審査をしてきたわけですね。それなりに長い年月をかけていたわけですけども。わたしは、それはそれとして非常に大きな役割を果たしたと思う。そういう時期は終わったから、この条例を改正されようとしているのですよね。これは極めてタイムリーなものだと思うのですけれども。そういう流れからいうと、今まで複数案なんてなかったのですよ、従来の条例では。それが今度はこういうものが入ってきたというのは、逆行ではないかと、ぼくの経験では思う。事業者側にとっては、そんなに固執はしないということになるのだろうと思うのですけれども、ちょっと行政としては、自分たちの考えを押し付けていくという、そういう雰囲気を感じるのですけれども。もう少し実質的に、やはりアセスメントの負担というものを、できるだけ軽量化していくということも、これからは非常に重要なわけですね。そのことによって、小規模事業もその代わりフィルターをかけますよと。それなりに、やはり環境に対する認識を持って、事業者は取り組んで欲しいということは、非常に厳しく言うべきだと思うのですけれども。実際には作業として非常に難しい、作業する立場としては。僕は環境アセスメントを考えてきた経験から言うと、こういう問題をどういう形で取り組んでいくのかということは、言うべくして、非常に実行は難しいのではないかと思います。

事務局（後藤環境政策推進監）

この前、私どもの説明が不足していたところがありますが、先生がおっしゃいますように、これまでアセスの規模要件を設定したそのすぐ下、言葉は悪いですが、アセス逃れの案件がたくさん出てきて、本来のこの条例の目的を遂行できなかった。それは事実としてございまして。じゃあ、その下は、これまでどうして見てきたかといいますと、開発の事前協議等ございましたら、事業者自らが社会的責任においてという、側面はござ

いませんでした。そこで、今年度より環境まちづくりガイドラインという、これはアセスの本条例の申し子になるのですが、これまで審査会から科学的な根拠に基づいていただいていた、事業者に対して投げた保全措置の集大成したものなのですが、それを86項目まとめまして、もうすでにこの手続きは始まっています。これは、住宅でいいますと、3階4階建て以上の建物を予定されていたら、これまで3万平方メートルだったのですが、それを1000平米に落としています。1000平米以上の開発においては、この先ほど、先生がおっしゃったようなフィルターが必ずかかる。市に対して届出をして、その保全措置を講ずるのか講じないの、一部なのか、その理由は何なのかということ、フィルターは通ることになりまして、ある意味、吹田市版の簡易アセスがそこでかかる。審査会にそれを御審査いただくには、あまりに件数が多くなりますので、審査会からいただいたお知恵をガイドラインという形で、事業者と行政の間でやり取りをするということを始めしております。

それとあわせて今回の条例の対象規模というのは、前回御説明させていただきましたように、基本的にこれまでと規模要件は変わらない。ただ単位を変えたりとか、高層に関しては高度地区の設定ができるので抜いた、駐車場に関しても同様の理由で、施設を対象にするので抜きました。それで新たに加えた対象事業、それから住宅はヘクタールから戸数に変えた。開発に関しては3ヘクタールから10ヘクタールに変えて、それ以下はガイドラインによります。

一つ一つ丁寧に見直しをしていったわけですが、いわゆる、二種事業、三種事業を設定して、審査会に御審査をいただく裾を下げたということでは、今回はございません。この新聞記事ではないですけれども、見方によれば、商業だけを見れば規模があがっております。ガイドラインというのが非常に大きな役割を果たすことになるのですが、そのガイドラインの中でもある程度の規模以上の場合、又はケースによっては審査会に御相談をさしあげることがあるかもしれませんが、いろんな方法で1000平米からフィルターにかけていきたいというのが、今、市の方針になっています。

委員

環境アセスメントというのは、そういう審査の目標基準みたいなものを掲げて、その目標基準をクリアーしていれば、それはそれでよろしいと。それよりもっといい方法があって、目標基準をクリアーしているけれども、もう少しこうしたらその環境が良くなりますよというような、そういう手続きは、僕はなじまないと思うのです。やはり目標基準を掲げて、事業者がその目標基準をクリアーしていれば、それでいいですよと、審査はそこでオーケーというのが、審査会としてもとるべき基本的な態度なのです。だから、ある事業者が考え、ベストの計画でアセスメントをして予測したら、目標基準を全てクリアーしている。そしたらそれを認めるというのが、行政としての、やはり条例というのは、私はそういうものだと思います。研究じゃないわけですからね。そういう意味では、ベストなそういう計画で、予測したものがちゃんとその目標基準を全部クリアーしていれば、それは審査をクリアーして、市長が認めるということではないでしょう

か。それよりも、もっとこうしたら、いい案にしたら、もっとそれは下がりますよというところまで、僕は要求できないと思うのです。そういうことをしたら、審査会がもたないですよと思いますね。僕の経験からいえば。アセスメントとはそういうものだ、私は理解しているのですが。後藤さんの言うのは、少し理想を追い過ぎて、非常に煩雑です。行政としてそういうことをやろうとしているのは、余程、熟練した、そういう行政マンが、対応していろいろ指導するというようなことが望ましいのですけれども、そのところは、やはり技術的に難しいのではないですかね。だから、そういう意味では、もう少し、それはシンプルなものにしておいた方が。条例の技術的なベースになるものだから、ちょっと僕は拘っているのですが。そんなことができますかという意味で。

事務局（後藤環境政策推進監）

実は、これはまだ案件になるかどうか確定はしていないのですが、市の取組む都市計画道路の案件がございますが、ある一定距離を超えると、これは当然、対象事業になるのですが、計画する路線がありますが、自由度がまったくないわけではございません。

委員

僕は、そういう特殊なケースは一杯あると思いますよ。ユニバーサルに環境の評価というのを考えた時に、条例とはそういうものでしょう。だから、行政でやる事業とか、いろんな個別の事業の中では、もっと細かいそういう行政指導とかなんかの中で、決めていくべきものがたくさんあると思うのですけれども。これは条例の技術指針ですから、それはあんまり複雑な内容を持たない方がいい。まして、これからそんな環境に熾烈な影響を与えるような事業なんて、出てこないと思うのです。だから、そういう意味では、広く比較的小規模な事業にも、これを適応するという前提を考えると。

事務局（後藤環境政策推進監）

それは、先ほど申し上げましたように、アセスの対象案件だけが、この素案ですので、相当規模の大きいもの以外は。

委員

大きいけど、今までのものに比べて。

事務局（後藤環境政策推進監）

今までより大きくなります。逆に。今まで3ヘクタールの開発事業が、今度は10ヘクタールになります。それから住宅も、3ヘクタールというのが、今度は1000戸になりますので、毎日放送レベルになってまいります。

委員

今まで対象にしていなかったものが、対象になるわけですか。ちょっと違うのではな

いですか。

事務局（後藤環境政策推進監）

対象事業の規模の裾があがります。

委員

対象事業の底辺をおさえるだけで、上はいくらでも対象にしていたのではないですか。

事務局（後藤環境政策推進監）

例えば、商業施設は、これまでは延べ床5000平米でした。それで、山田の西阪急ビルがかかったのですけれども、今後は3万平米。

委員

3万以下はかからないのですか。

事務局（後藤環境政策推進監）

はい、そうです。

委員

でしょう。

事務局（後藤環境政策推進監）

それ以下は、ガイドラインで、がっちりかけようということなのです。

委員

流れとは逆で、規模を小さくしているわけではないのですね。大きくしている。

事務局（後藤環境政策推進監）

この条例の対象は。

委員

アセスメントの対象事業を減らしたわけですね。

事務局（後藤環境政策推進監）

適正化を図ったという言い方なのですから。

委員

まあそれは、僕の感覚なわけですから。行政がそういうことを望ましいというのだっ

たら、それで結構ですけれども。まあ、実際の審査としては、むしろ、それは行政指導みたいなもので、審査会になじまないのではないだろうか。審査会に出てくるものは、ある程度、科学的な根拠みたいなものを持って環境影響は評価されてはじめて審査会になじむわけでしょう。そういう面からいうと、あんまり複数案についても何かシミュレーションをしたり、なんかしたりしなければならないというのは、まあちょっと無駄になるなあと思う。

事務局（後藤環境政策推進監）

先生がおっしゃるように、ここだけではございません。例えば環境要素の中に、コミュニティとか、安全面であるとか、おおよそ定量的に評価できない項目が沢山入っております。先生がおっしゃるように、目標基準をクリアすれば、定量的な数値評価ができる項目については、例えば大気であるとか、騒音であるとか、それはあるのですが。我々悩んだところなのですが、例えば景観に関して、安全面、コミュニティに関して、それは閾値があるのかと。環境基準がない項目ですので、可能な限り小さい方がいいという意味では、吹田市が環境のまちづくり、環境世界都市を目指すという考え方、冒頭に書きました文章に照らし合わせて、ひょっとしたら事業者にとっては、非常に負担になるかもしれない。ただ吹田市というのは、そういうまちである。というところを、明確に表に出したかった。そういう意味で、先ほど覚悟と申し上げたのですが。

委員

いや結構です。別に、そういうことは大丈夫ですかということ、念を押したわけですね。科学的な見地から言うと、非常に難しいのではないかと。そういう、景観とか何とかでも、ある種、科学的なベースで判断基準みたいなものがあるわけでしょう。単に、そうでなければ専門家は要らないわけですからね。そういう意味では、最初のときに専門家が景観なら景観に、専門家が関わってやるというようなことが出来ればいいですけれども、そうじゃあ、やはりないわけですから、大変じゃないですかね。

会長

アセスの対象として複数案というのは、やはりしんどいのではないかと気は私もしますね。私は最初、システムアナリシスのことかと思っていたのですけれども、合理的な計画を作るのに大体、オルタナティブを比較した上でこういう計画になりましたというのが、計画論の一番のベースなのですけれども。だから、この事業計画が出てきたときに、事業者の側が複数の検討をして、計画をした上で、これを案として持ってきたという、そういう説明が望ましいというのは、それだけでしたら意味はわかるのですけれども。最初から複数の案をもってきて、そのふたつについて、二つだか三つだか知りませんが、やりましょうと。そういうことでは手続が煩雑になりすぎませんか。これは環境だけで決してできないわけで、複数の計画案、当然のことながら、コストの関係とも兼ねあいの中で、それは環境的に見てみたら規模が小さくなればなるほど、い

い計画になるのははっきりしているのですけれども。それだとコストに見合わないわけですから、環境だけで計画が決まってくるわけでない。コストともう一つは効果ですね。その施設の整備効果みたいな、その辺の兼ね合いの中で一個決めてきているわけですので。そういう検討を、こういうようにしてみたのですよというのが、事業計画の中で複数提示されて、今回はこれで申請しますという説明書をつけなさいという指導的な、そういう意味だったら、複数というのは良くわかるのですけれども、手続きの中に複数の案を持って来させて、それで比較検討するというのは、やはり無理というか、しんどいというか。

事務局（後藤環境政策推進監）

先ほど、申しましたように、民と官で。

会長

だから、そういう何というか、道路のつけ方によって、これなんかどう考えても影響が少なそうだと、そういう意味では専門家の先生方が並ばれておられるわけですから、できた案について、こうではなくてこっちの方が、同じような効果を、コストレベルでありながら、環境的には負担の小さい案になるのですかというような、案が検討されれば、それについて検討してくださいという、審査会としてのコメントを出してやってもえればいい話ではないでしょうか。

事務局（後藤環境政策推進監）

総合評価という意味では、たとえばA案で大気と騒音に関しては、これはベストであるという御判断がされて、ただし、B案にすれば生態系に関しては一番影響が少ないが、騒音・大気に関しては、少しこれより数値が上がる。三つ目にしたら、ここをトンネルでぶち抜いたら、文化財はどうなるのか。あちらを立てればこちらが立たずというのが、多分、こういう事業の特徴だと思うのですが。総合的に評価してどうかということ、特に公共事業ではそれは求められるところだと考えておきまして、4つ目の案としては、ノーアクション。やらないということも。実際にそういう御審査をされている自治体もございまして、できるかどうかというのは事業によると思うのですが、少なくとも、公共事業では可能な限り複数案。

会長

だから、もしそういうやり方を事業者が望むのであれば、そういうやり方をしてくださいと審査会に求めて、審査会がそういう審査をするのかどうか、私は良くわかりませんが、もしするということにこの審査会で決めたのだったら、そういう形でやる。要するに私達は三つ案を考えてやりましたけれどもどれがいいのか、環境の専門家の判断を仰ぎたいということで、3つ出してきたのだったら、その3つについてやるという話はあるかもしれませんが、最初からその3つ検討してくださいというもの、なかなか

難しい。その3つの指定が、まず難しいし。そもそも基本的には、そういう総合評価というのは、ある程度どこかで、誰かがやった上で、それを案として持ってくる。姿勢として複数案を考えた上で、これが最適だと思って、そういう説明資料を出していただくというのは、全然問題ないと思うのですが。審査会の審査対象として複数をやるとするのは、さっきから先生がおっしゃられていますように、なかなかアセスという仕組みには、なじまないと私も個人的に思います。

委員

事務局は、会長が今、前段でおっしゃったようなことを意図して、これを書かれたわけではないのですか。完全に複数案をそれぞれ出ささいという意味なのですか。

これを読むと、なんか、今、会長が前段でおっしゃったようにも取れるし。

会長

そう思っていたのですけれども、後藤さんが、そういう説明をされていませんでしたので。

委員

だから今、後藤さんが説明されたように、これを取ろうとすれば、今、会長が前段でおっしゃっていたように取るのが、非常に素直な取り方で。いろんな案について計画をしましたが、自分たちはこれが一番いいと思っていたのが、そのプロセスは明確に書きなさいというように、僕には思っていたのです、この文言は。いちいちその計画案をA、B、C、3つを出すのではなしに、我々としてはいろんな案を考えた上で、この案になりましたというようなプロセスを、今までは、案だけが出たけれど、プロセスを延べた上で案を出ささいという意味だろうと、僕は、会長が前段でおっしゃったようにとっていた。しかし説明を聞くと、そういうA、B、Cを考えたならば、A案、B案、C案をそれぞれちゃんと出ささいというのであれば、こういう書き方だったら、逆に具合が悪いと思うのですけれども。そう取れない。素直に取れば、今、会長が前段でおっしゃっていたように取れる。ということは、先生がおっしゃっていたように取れる。今、後藤さんが説明されたようにこれを、非常に極言して解釈するのであったら、この書き方だったら、かえってそうは取れない。僕には思えますね。

会長

だから、これは騒音がいい、これは景観について、これはコミュニティがいいなんて議論しだすと、総合評価の問題になりますから、アセスの技術指針の中に、総合評価の方法はありませんから、無理だと思いますよ。何かのモデルを作ってやるのだったらいいのですけれども。

委員

だから敢えて、なおと、ここに後ろに2行ついているのは、そういうことではないのかなと、僕には思える。なお書きがあるということは、上はいろんなことを勘案しながら、計画したのだということを、どこかに明確に我々に明確になるように書いた上で、提示しなさい。だけど、というので、なおが効いてきて、複合的にというようになっていけるだろう。僕にはそう思えたのです。だから、素直にこの部分だけを読めば、3つそれぞれ個別に出すというのではなしに、そういうものに至った経過をしっかりと書いた上で、環境影響評価書を出しなさい。だけど、それが、というので、なお書きできていると。

委員

私がこだわるのは、A案、B案、C案、それぞれの環境影響の面からいいものを選んだという、その環境影響を評価するには大変だと思うのです。A案もB案もC案もあった場合、それぞれについて環境影響を評価して、それで比較検討するという、そういう手続きは大変だと思うのです。専門的な立場からいうと。いい加減な環境影響だったらいいのですよ。だけど環境影響審査会がやる以上には、専門的な方法でやってもらわないと、評価できないでしょう。それを3つについて、それをやりなさいといわれたら、事業者はたまったものではないですね。その辺がちょっと曖昧。後藤さんのおっしゃることもちょっと曖昧なのです。我々、聞いていると。

事務局（後藤環境政策推進監）

これ条例の中に。

会長

第4条の第2項に引っかかってくるからと思うのですけれども。

事務局（後藤環境政策推進監）

これをお入れさせていただいた背景を、もう一度、御説明させていただきたいのですが。アセスの先進地域である横浜市から学んだことなのですが、それから神奈川県等も、東京都もそうなのですが、戦略的環境影響評価、それは環境省を中心に、これをどんどん広げようという流れが、ここ数年ございまして、どんどん条例改正がされています。我々も環境世界都市を目指すということで、最も先進的な条例にしたい。そういう意味では、よそが取り組んでいる戦略的環境影響評価、SEAというものを、要素は入れたい。その基本になるのが、複数案の検討であるということです。

会長

それは違うのではないですか。それは手続き的にやるということと、きっと違うと思いますよ。それは案をつくる時に、ちゃんとシステムアナリシスの手法を使って、案を出してきなさいという、要するに合理的に、その計画立案者にとって最も合理的な案

を、案作りを目指して、やってくださいということだけであって、決して複数の案を、アセスの対象に引っ掛けることが、SEAということではないと、僕は違うと思います。

委員

戦略的環境影響評価は、ちょっと違いますよ。もうちょっと、そういう意味では。

会長

もしそれを本当にやりたかったら、吹田市自身が、一体どういうまちをつくるのに、要するにコストと利益と環境と、この三つをどのようにバランスをするかという哲学を、ちゃんと持っていないと無理だと思います。だって、三つはトレードオフの関係にあるのですから。だから、それがはっきりしていないもつで、コストと利益と環境とその三つをどうバランスを取るのですかなんてというのは、事業者に複数の案を出させるのと、ちょっと違うと思うのですが。

事務局（後藤環境政策推進監）

公共事業に絞って、申し上げますと。

会長

公共事業に絞るのだったら、それはありだと思います。だけど、これはさっきから先生がおっしゃるように、条例というのはユニバーサルな取組の仕方を決めようというものだから、それ一本で網をかけていくというのは、やはりしんどいと思うのです。だから、公共事業の道路事業とか、そういうものについては、何かこれを適用したアセスをやるという話は、新しい取り組みとしてあっては、それはいいと思うのです。そのことは別に、この条例とかこの技術指針、こんな文章にしなくてもできる。

事務局（後藤環境政策推進監）

恐れ入ります。もう一度、第4条を御覧いただきたいのですが。その議論も実は庁内で尽くしておりまして、ここだけ努めなければならぬという表現にしたのは、そういう意味でございます。努めて、結果それが、たとえば採算性の問題として、できない。社内で十分にもんだ結果、一つの案で御審議をお願いしますという、民の例えば住宅開発はそういうことになると思うのです。だけど、この技術指針の中というのは、この条例の文章を受けて、複数案を検討する場合はこういうことですよということで、これは条文ではございませんので、ここで検討するという言葉をしてはいますが、これによって義務付けられるものではないということだけ、御説明をさせていただきます。

会長

だとすると、その解釈の仕方は、やった結果があるというだけであって、先生がさっきおっしゃられていたように、プロセスの説明というかたちであって、数プランを。そ

うすると、何かそういうことが明確になるような、条例の方がさわりにくいのであったら。技術指針のここここをですね。もう少し違い言い方が。わざと複数と言わなくてもいいと思う。複数の案を検討した上で、合理的な計画案をもっていらっしやいと。で、そのプロセスを説明してくださいというような、ニュアンスがわかるような。

事務局（後藤環境政策推進監）

必ずしも環境の合理性で判断されないのです。

会長

だから言っているのです。合理性というのは環境だけではないわけですよ。コストの問題と、その施設によって得られる利潤とかの兼ね合いの中で事業者が、やってきているわけですよ。

事務局（後藤環境政策推進監）

コスト面で。

会長

もっと言えば、環境制約とコスト制約の中で、最大利潤という、原理になるかよくわかりませんが、企業としての原理があるわけですよ。

事務局（後藤環境政策推進監）

企業はそうなのです。行政自らを縛りたい。それはありますね。

委員

行政は、行政独自のむしろ戦略的な環境アセスメントの要綱か何かをつくって、行政事業はそれで絞ったらいいいと思います。

会長

本当にそう思います。

委員

よそは、やはり正にコストとか、事業効果とかいうようなものと、環境等とのバランスでしょう。だから環境だけで事業者はプランニングしないと思います。そうすると、環境の面から、そういうコストや何かに、立ち入ったり干渉したりするのは、僕は、やはり越権だと思うのです。ちゃんと、目標基準をクリアーしていれば、それ以上は、環境のサイドから、その事業計画にくちばしを入れるというのは、僕は社会的に認められないことですね。正に環境のわがままであって。

事務局（後藤環境政策推進監）

ここの文章は、検討させていただいて、書き直して、正副会長に。

委員

環境至上主義というのは、僕はあまり許されないと思います。それはやはり止めないと。

委員

可能なものもありますよね。

事務局（後藤環境政策推進監）

同コストのA案、B案。

委員

同コストで、たとえば日照時間の検討なんて、簡単にできるわけですね。だからその辺のものは、評価書案の段階では出せると思うのです。提案書では、無理なのですけれども、提案して評価書案をつくる段階で、きっと途中でその案を練ったりするのも出てきますから、そうなる計画変更せざるを得なくなりますから、じゃあ、こういう観点で、こういう計画を変更しました。A案、B案というのは恐らく簡単に出来ると思うのです。だから、出せる場合には出していただくという姿勢は、私は間違っていないと思うのです。

委員

どういう比較考慮するわけですか。そうしたら、いいやつを一つ出してきたらいいのではないですか。

委員

いいやつ、一つでいいのですけれども。

委員

そのいろんな条件をつけるのを審査会の中で、これはコスト余りかからないし、こういうように修正した方がいいですよと。まあ従来もやってきたことですよね。そういうことで、審査会がそういうサジェスションを与えて、一辺これについてもトライアルして出してください、と言えいいんでね。そういうことを全部審査会の中でやるべきで、審査会の責任だと思いますけれども。元々から、二つ出して来いというのではなしに、審査会として、これよりもコストなんかもいっしょで、これの方が環境影響にいいといえればいいじゃないですか。

委員

先生がおっしゃるのはわかるのですけれども。例えば配置計画とか動線計画であるとか、そういったところについては、やはり設計者でないとさわれないところがあると思うのです。そこまで、審査会は提案できない。これは何とかありませんかとかはいえないものも当然あるので。

委員

それでいいのじゃあないですか。基準をオーバーしていれば何とかしてください。クリアしていれば、それ以上審査会がクレームつけられないのではないですか。

委員

クリアしているとそうなのですが。

委員

そのための判定条件というのが隠れているわけですからね。判定条件をちゃんとクリアしていれば、それは審査会としては、認めるということを公表しているわけでしょう。条例の目標基準に。

委員

複数のを、絶対出して来いといっているわけじゃあなくて、部会の感触は、絶対出して来いといっているのではなくて、案を練る段階で、その環境のことも考えて、いろんなことを考えて、ヒートアイランドのことも考えなさい。動植物のことも考えなさい。日照も考えなさい。いろんなことを考えて、それで、その場合に唯一の案ではないはずだと。最後が決まるまでにきつと、いくつかの案を通っているはずなので、そういったものをどういう経過でこれが出てきたのか、理由をきちんと説明できるようにしておいてくださいという意図で、聞かれているのだという、認識をしたのですけれども。

委員

そうしたら、環境影響をそれぞれの案について環境影響評価をして出してくると思われな。たとえば、シミュレーションやってくるなんてありえないのじゃあないですか。

委員

定性的だと思います。

委員

定性的だったら、そんなのダメですよ。大気汚染なんかについては。定量的なものがないと評価できないでしょう、審査会も。だからそういう意味では。

委員

大気汚染については、最後の案になってからでないと、アセスメントしないと思います。

委員

そうでしょう。

委員

それはそうだと思います。だから。

委員

それだから、そういう意味では案が変われば、全体のアセスも変わってくるという、結果も変わってくるということがあるわけですから。まあ、僕は実際の事業者の取り組みというものを考えれば、私はそういう注文をつけられないと思いますけれども。

委員

私も当初、先生と同じ意見でした。部会でもこれはちょっと、無理ではないですかという話を出しまして、そこで議論にもなったわけです。そこでの結論としては、案まで出さなくていいのではと思ったので、そういうことになったのですけれども。実際問題として、多分、先ほど先生がおっしゃったように、事業者はこの文章を読んだだけでは、別に可能な限りだなと。

委員

両方の意思がはっきりわかるような、読み方によって取り方が違うというのは具合が悪いので、やはりちゃんと誰が読んでもそのとおりになるように直せばいいのじゃあないかと、僕は思いますけれども。

永治環境部長

もうしわけございません。今の先生方の御意見をいただきまして、技術指針の方の書きぶりを改めさせていただいて、それで御提案を。

会長

条例の第4条は変えられない。

委員

そうなのです。条例の第4条にフィットしたような書き方に、これをしていただければ。

会長

逆に言うと第4条第2項にフィットしているのは、そういうプロセスの話なのだと、読み取れるように、こちらの文章を改めるということですね。

委員

はい。そうしていただけたらと僕は思います。

会長

そういうことで。多分、今日は纏まらないやつを会長、副会長預けになると思いますので、そういう姿勢でチェックしますので、それで御了解いただけるでしょうか。

委員

審査会がクリアしたということになると、私たち一人一人の責任も問われるので、こういう曖昧な内容というのは、検討課題として検討した結果はあるのですよ。いろんなところで。それだから、やっぱり、僕は反対だということをおね。このかたちのままでは、私は問題がありますよということをおね、はっきりしておきたかった。

会長

技術的にもなかなか困難な課題だったと思うのです。

ほか何かございますか。あと25分なのですけれども。個々の先生方の所にも、御説明にお伺いしていると思いますし、部会も4回ほどやってきているので、これはそれなりに、漏れはあるかもしれませんが、一応、検討は結構進められたと思うのですけれども。

委員

それと、7ページの複合環境影響要因というのは、どういうことか。

会長

それでは、先に御説明いただきましょうか。

事務局（清水主査）

資料3「複合影響に関する部会検討結果」及び資料2「吹田市環境影響評価技術指針」の6ページ第3章 環境影響評価の実施手順と合わせ説明。

平成23年度版のガイドラインに、この複合影響に係る事項についても追加する旨の説明。

会長

ありがとうございました。それでは先生、御質問を。

委員

どういように進めるのかということ。条例の対象外の事業についても、関与させるというか、そういう問題をどうするのですか。対象事業でないところにも、何かの環境の取り組みを求めるといことですね。複合影響を見る場合、誰が複合影響を見るのですか。行政がやるのですか。事業者がやるのですか。その複合影響については。

事務局（清水主査）

まずは対象事業につきましては、環境影響評価の審査の中で、事業者はそのデータに基づく配慮事項を。

委員

複合影響ですよ。

事務局（清水主査）

対象事業者に関しましては、先ほど御説明をした、いわゆる対象外事業として、環境まちづくりガイドラインということで、すでに本年度から、事業者が環境配慮を考えているのかという部分について、チェックリストでチェックしていただいたものを公表しております。その中に、周辺の事業がある場合には可能な限りその調整をしていく項目を、来年度から付け加えるような。

委員

それは、行政がやるべきことではないのですか。行政がデータを持っているわけでしょう。

事務局（清水主査）

もちろん、その周辺の。

委員

行政がやらないと、事業者にそれをやらせるというのは、実際は不可能ではないですか。

事務局（清水主査）

もちろん、周辺事業の把握とか、そういう部分については、情報提供していくというかたちでおるのですが。

委員

定量評価まで求めるのかどうかということです。もし、定量評価を求めるのならば、事業者に求めるのは、実際には難しいのではないですか。事業者は断るのではないですか。あの、環境影響評価やらなくてもいいということになっているのだから。そんなことをなぜ押し付けるのだと、断りませんか。

事務局（清水主査）

その部分で、環境影響評価というかたちで、定量的に評価するものでは、環境まちづくりガイドラインはなってございません。

委員

そうすると、複合影響というけれども、実際に例えば、大気汚染の場合、どういうものがあるかわかりませんよ。だけれど、少し非常に形式的に言えば、大気汚染の影響が複合的にある場合、それはどう評価するのかということになってくるから、その辺は裏づけがないと、事業者はやれないのではないですかね。行政がその中を取り持って、評価をして、むしろ対象外のところに条件をつけるのは、大変難しいでしょう。マンションなんかでも、条例の対象外だから、法律を守っているのだから、僕が経験しましたのでは、事業者が拒否をしましたね。だから、そういう意味では、拒否するのではないですかね。その辺は、まちづくり指針なんかも、そういう意味では、ある程度、性善説にたってやっていたけれども、それは事業者が悪い場合、拒否していたでしょう。だから、あるところまで、効果があったけれども、その効果がなくなったことが、今、吹田市では問題になっているわけですよね。そういう意味では、同じような、ある種行政が事業者に対して、性善説の考えで、言えばやってくれるであろうということで、ある程度、事業者が非常に大企業で良心的な場合には、それで通ってきたのですけれども、最近、通れなくなってきたのですね。その通らないことが、僕は、まちづくりのそういう人達と話をしたときに、それは何とかしなくてはいけない、それが課題なのだと、そのときに話を聞いたのですけれども。だから、そういう点は、やはり、条例で決める中身の場合は、あまりいい加減に期待を住民に抱かせるような内容は、僕は避けたほうがいいのではないかと思う。

だから、ちょっとした対象外のそういう事業との複合というのは、実際にやれるのですかね。特にアセスメントの場合、既成のものはもう、それは触らないでしょう。新しくやる事業について環境影響評価をやって、そこで地域の環境を守るというような手立てを求めるというのが、環境アセスメントですよ。そうすると、すでにそこに存在しているものについて、さらに何かを求めるというのは、実際はできないのではないですかね。例えば、法基準、条例とか何とかの基準をクリアできなかったら別ですけども。それは何もアセスメント以外で、環境行政の中で規制としてやれるわけでしょう。そうすると、既成のものについては、手をつけられないのではないかと思うのです。むしろ、あくまでも新しい事業だけについて、対象としていろいろなことを求めることができるのではないかと思う。僕の考えが間違っていれば、言っていただいたらいいのです

が。私の認識としては、この既成のものは、すでに現在の環境調査でやるわけでしょう、アセスメントの大前提として。その中で既成のものの影響というのは、ちゃんと、そこで評価しているわけです。それを、やはり下げるということはできないでしょう。例えば、道路沿いなんかですと、すでに環境基準がオーバーしているところで、新しいやつを建てるのに、それを拒否することはできないわけですね。だから、その増加分だけを考えて、それが合理的かどうかというのを審査会では評価してきたわけですから。そういうものと一緒ではないですかね。だから、複合影響という場合は、どこまでを複合影響の対象とするのかというのを、規定しておかないと、問題が起こるのではないでしょう。住民との間でも。

会長

はい、事務局、コメントをどうぞ。

事務局（後藤環境政策推進監）

これは部会の中でも相当深く議論をいただいた内容なのですが、対象事業があって、今、先生がおっしゃった非対称事業が、例えば5年前に完成している。それは対象にはしません。それで、少なくとも工事期間が重なってないと、それは複合影響を評価することはできない。出来上がっているものに対しては、後付で、後出しで求めると言うのは、それはフェアではない。ですので、正に先生がおっしゃるとおりです。

まだ、工事中のところ、後から対象事業がきた場合、それから対象事業があって、その周辺で後から非対象事業あった場合、その期間が重なっているものについては、対象事業者に対して働きかけを求めると言うのが、今回の趣旨です。それで、非対称事業者は拒否することが当然できます。生ぬるいと御指摘があるかもしれませんが、あくまでも本市のこの条例は、性善説にたった手続き条例に位置づけていまして、規制的な文言はこの中に入っておりません。ただ我々は、先生がおっしゃったように行政力を発揮して、強く指導をしながら、市長意見を出しながら進めているのですが、最終的に一切言うことを聞きませんといわれても、それは拒否できるものではない、残念なことですが。ただ、今回の対象事業になるような、大きな事業については、今、逆にCSRが非常に強く叫ばれている時代ですので、勝手な予想をしてはだめですけども、事業者も環境面について、非常に認識が高くなっているという感覚は、我々は持っているのですが。

委員

その場合に、どちらを改善させるのかということになると難しいですね。一方の方は目標基準をクリアーした、予測結果でクリアーしているというような場合に、クリアーしているのもっと下げろというようなことが言えるのでしょうかね。今までの自動車だって、そうでしょう。道路を環境基準がオーバーしているけれども、だけど影響を最小にするということだけで、それ以上、求められないですね。だから2つの事業をプラ

スしたら、たとえば環境基準をオーバーするというような場合には、それはどうするのでしょうか。そんなことが、むしろ、バックグラウンドが一番問題になりますね、そんな場合。それに対して、新しい企業というのはどのように評価するというのは、大変難しい。具体例が起こってきたら、大変難しいと思いますので、だから頭の中で考えられているほど、ことは単純ではないのではないかと思う。

事務局（後藤環境政策推進監）

今回、千里丘の件でも、審査会からいただいた御意見の冒頭、前文に、既に集中的に住宅開発が行われている、インフラに対して負荷の大きな地域で、新たに大規模な開発を、あなたはしようとしている。その事業者に御意見をいただきまして、それが今おっしゃったバックグラウンドだと思うのです。バックグラウンドが低いところは、普通に事業をやりなさい。ただし、例えばこういうところでやる一つの周りに、複合的な影響を与えるような非対象事業があります。そのときの対象事業者に対する縛りというのは、ないところよりも強く求める必要はあるだろうと。これは非常にチャレンジでして、どの自治体も、まだどこもやっていないのですけれども。

委員

それは、全国的にもう実証済みです。バックグラウンドが高いところで、新しい事業を認めないということはできない。だから、最大限の対策をしたら、それでも認めざるを得ない。それはもう、しょうがないです。大都市域で新しい事業なんかできないですもの。

事務局（後藤環境政策推進監）

最大限のレベルを上げようというのが、今回の考え方。その工期が重なっている場合に関しては、そのレベルを上げようというのが。

委員

だから、吹田市のそういうフィロソフィーは結構ですけれども、僕はちょっと。

会長

条例では、その複合影響は何条に書いてあるのですか。書いてないですね、条例にはないですね。

事務局（後藤環境政策推進監）

審議会で御指摘いただいたときも、複合影響をみるのは一定のルールが必要なので、先ほどいいましたように期間が重なる、重ならない、距離がございます。500メートルということで、部会で御検討いただきましたけれども、勝手に条例に書けるものではなくて、審査会での御議論を経た後に、技術指針の中に盛り込みますというお答えをし

ておりまして、それで散りばめたかたちで載せさせていただいています。

会長

部会のときも、私は言ったのですけれども、複合影響について、対象事業者に努力義務的なものとして課すのはいいのですけれども、そういう複合影響がある可能性があるというトリガーだとか、それから、対象事業者が非対象事業者と個別調整してくれとかいうあたりに、行政の介入がないと、なかなかこれはできないのではないですかね。対象事業者が、今からやろうとするとき、周りの事業を見てみて、例えば、行政の側が事業内容、非対象事業の内容等をつかんでいて、こんなものがあるから、これに配慮した環境対策をやっつてねという、こういうトリガーで動くのはありだとは思いますが、対象事業者に自分で調べてねということですよ、12ページの表なんかですと。そこまで課すのは酷。要するに何と言いますか、周辺事業の有無を、現地を見て回るというのは、一般的にはやるでしょうけれども。要するに複合影響として出てくる類の事業なのか、どうなのかいうところを、全部調べていっていいとか、それから、特に何の面識もないような非対象事業者と一緒に共同して、環境影響が小さくなるように対策を施さないとならぬというのは、どうなのかなあと思う。これは僕が最初に言って、言いつばなしになって、結論が出なかったのですけれども。

事務局（後藤環境政策推進監）

正に、そこを反映したのが、条例の第3条でして、市の責務としまして、事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うというところが、そこにございまして。これまでの技術指針を例にあげますと、星取表に星がございませんでした。自分らで考えてきなさい。それで、足らずは審査会から御意見をいただくと、かなり突き放したやり方だったのですけれども、より事業者がわかりやすいように、市民がわかりやすいように、ということで星取表をつくりました。それでもやはり相談に来られますので、これは事務的な水面下の手続きになるのですが、複合影響に関しても、当然、来られます。それは我々、事務局のほうで、事業者に対して助言をする。

会長

それはわかるのです。ただ、12ページの別表Aの下の周辺事業の有無について、これを調べなさいと、調査事項としてあがっているわけですね。あるいは、25ページの4番にしても、5番にしても、周辺事業の有無について調査を行うものとするとか。これ、弱いらしいですけれども。あるいは5番についても、周辺事業の事業者と調整し複合的な、調整をし、とまでね。調整までしなければいけないのかと。要するに、向こうがやっているから、うちの工事期間をちょっと遅らせたりする余地があるので、ちょっと遅らせましょう、そういう性善説的な対応をしてくれるなら、それはそれでいいのですけれども。うちはどうしてもこの時期にやらないといけないので、非対象事業者にその期間だけ工事休んでねとか、そういうことまで求めているというように読める。そこ

までの調整をやらすことができるのかと。行政が仲立ちして、やっていくという姿勢がどこかに書いてあるのだったら、いいのですけれども。そういう文章がないと、こいつだけが一人歩きするような気がするのです。ここまで強く書かなくてもいいのじゃあないでしょうか。もっと努力義務的な。12ページの表にしても、25ページの4番、5番あたりの表現にしても、もう少し、できるのだったらやってね、程度ぐらいに。

委員

中身が行政指導としてやるべきことだと思うのです。

会長

そうそう。

委員

事業者に直接求めるのではなくて、行政が仲立ちをして、色々協力をして、指導して、そして、納得をしてもらう。それは行政の地道な努力みたいなものがなければ、僕はできないと思う。あまり大上段に振りかざして、出してくるのは、なじまないのではないですかね。情緒的にはわかるのですけれども。情緒的過ぎると思うのです。そういう内容は。

委員

私の認識では、既にこういうことを事業者はやっていますので。

会長

やっているのは確かです。

委員

恐らく、それをルール化したのだらうかと認識していたのです。例えば、コンクリート打設日が同じ日になると、一つの工場から50台の生コン車 comes。隣にも100台、50台来るとなると、とても工事にならないので、そういう調整はもう基本的にはやっている。

委員

そういう次元の話はわかるのです。環境一般に相互影響と打ち出してしまうと、そう簡単じゃないでしょう。そういうトラックが動く日が重なるとか、そういうことはわかるけれども、環境という大きな条例の中では。

委員

23ページの表で言っていることとは、多分そういうことではないかなと僕は思っ

いまして。

委員

そんなことは、行政指導でできるじゃないですか。こんなところに打ち出さなくても。

委員

表にしているだけかなと思って。

会長

表現さえ、やわらかくしたら僕はいいのではないかと思っていすけれども。同じことを多分おっしゃられている。レベルとしては。あまり強く書くと、実効性がどこまであるのかという議論になってくるので。

委員

対象を限定して言うのだったらいいのですよ。今のトラックとか何とかいうのであれば。しかし全体に対して、そういう複合影響と言っているのでしょうか。そこが、僕は問題なのです。個別の工事だとか何かについて調整するのは、それは、そんなものは簡単ですよ。

委員

普通に、やっていることだと思うのです。

委員

もっとユニバーサルに考えないといけないのではないですか。条例というのは。そういう特殊なことだけに限定しては。

会長

まあ、一例をおっしゃられたのだと思うのです。

予定の時間を10分オーバーしていますので、どうしましょう。25ページと23ページあたりの、「ものとする」というのは、努力義務だと読める文章だという理解ですか。

事務局（後藤環境政策推進監）

「何々する」、「何々するもの」とするというのは、我々、リーガル・チェックを受けていまして、すると言うのは原則する、するものとするというのは。

会長

できたらやればいよいよと。

事務局（後藤環境政策推進監）

そういうことで全文を統一しております。

委員

役所言葉と違いますか、それは。一般に通じないのではないですか。

事務局（後藤環境政策推進監）

役所言葉です。

委員

ものとするというと、やはり僕は、断定しているというように一般的にはとると思う。

事務局（後藤環境政策推進監）

この条例の文案の中でも、そういう使い分けを、逆にさせられているのですけれど。

会長

でも、まあこの手の公共事業がらみだとかに携わっている人達は、民間であっても知っているという。

事務局（後藤環境政策推進監）

はい。それで、それが25ページの5番、回避又は低減するように努めるものとする、ものとする、の前に、努めるまでを入れていまして、非常に慎重な言い方をさせていただきます。

委員

努めるのはいいです。努めるのは努力したけれども、やれなかったといったらしまいです。でも、何々するものとするというときは。

事務局（後藤環境政策推進監）

原則として、それはして欲しいというのを、我々はそう考えています。

委員

望ましいみたいな、そういうニュアンスですか。

事務局（後藤環境政策推進監）

はい。できなければ、それは仕方がない。

補足で、12ページなのですが、別表Aの御指摘ございました。両括弧1、2、3、

これを求めるのかということですが、これに関する調査というのは、調査対象には、当然、行政が入っています。文化財等もそうですが、行政が資料、情報を提供する。こちらに聞きに来てくれればいいと。そういうふうに。

会長

これは、そういうかたちでまとめたいと思います。他に何か、ございませんか。

会長、副会長だけに、もう、これは任しておくわけにはいかないようなことがありましたら、ここで、議論しておきたいと思いますが。

よろしゅうございますか。いろいろ今日、意見を出されましたが、事務局で修正していただきまして、修正のポイントだけ、もう一度、再確認をしておきたいと思うのですが。技術指針の3ページの「経験してきた」という表現、6ページの3番の複数の計画案についてのここの書きぶり、それだけですか。

委員

それと先生がおっしゃったように、この文の中に別表Dだと、Aだとか書いてあるけれども。とてつもないところにそれがあってもわかりにくいので、できるだけそういうものは整理して。

会長

近くにね。

委員

Dをみれば、その複合要因はわかるではないかと、それはそのとおりなのです。けれども、Dの要因はこうして、事業者は選定するものとするといわれると、いったいその表はどこにあるのか、みたいなことになるためできるだけ簡便にわかりやすいようにして。

会長

普通に別表という言い方をすると、巻末にまとめてあるとか。途中で別表が入っていると、あれですね。

委員

そうすると見やすいのではないかなと思います。

事務局（後藤環境政策推進監）

はい。わかりました。

会長

すいません。以上の3点を重点的に修正していただくということで、後は、私と山中先生の2人で見させていただいて、市長に答申するという事にさせていただきたいと思います。よろしいですか。

そういうことで、事務局の方で調整等、日程とか決めていただいて、よろしく願いいたします。今日の議題は以上ですが、他に。

永治環境部長

(閉会に当たって、御礼と今後の御指導のお願いの挨拶)

会長

以上で、環境影響評価審査会を終了します。